

## 自動販売機設置契約書(案)

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団(以下、甲という)と (以下、乙という) は、自動販売機による乙の商品 (以下、商品という) の販売に関して、下記のとおり契約する。

### 記

#### 第1条

甲は乙に対し、次のとおり三重県立みえこどもの城館内に自動販売機を設置する正当な権利を有していることを保証し、乙は甲の承諾のもと、自動販売機設置場所に自動販売機を設置して商品を販売する。

設置場所	設置面積	機種	機番	台数

#### 第2条

設置期間は、令和3年4月1日より令和6年3月31日までの3年間とする。

#### 第3条

甲および乙は、自動販売機の運営・維持管理にあたり、次の事項を相互に確認する。

- 乙は、自動販売機への商品の補充、売上金の回収、自動販売機の修理、保守 (以下、オペレーション業務という) を、乙の責任において行うものとする。
- 甲は、乙が自動販売機設置場所に入出入りすることを承諾する。
- 甲は、オペレーション業務に善意をもって協力し、自動販売機に故障または異常等を発見したときは、ただちに乙に連絡するものとする。
- 乙は、自動販売機の稼働に必要な毎月の電気使用料金を負担するものとする。
- 乙は、それぞれの商品に対応する使用済み容器の回収ボックスを設置し、商品補充と同時に使用済み容器等を回収する。
- 自動販売機を移動するときは、甲乙協議のうえ、行うものとする。  
ただし、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、この限りではない。

#### 第4条

乙は甲に対し、自動販売機設置料の対価として毎月の売上に対し次の率の販売手数料を支払うものとする (消費税別)。

毎月の売上の %

またこの場合、次の事項を相互に確認する。

- ① 乙は、毎月の売上を月末に締め切り、翌月15日までに甲に売上報告書を提出するものとする。
- ② 乙は、①の売上報告に基づき算出した販売手数料を、甲より請求のあった月の20日（金融機関の休業日の場合は翌日）までに別添資料に記載する甲の指定口座に振込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- ③ 契約期間内の各年度末において、年間（12ヶ月分）の販売手数料の累計が、次の年間販売手数料保証額に満たない場合は、乙はその差額を各年度最終月に甲に支払わなければならない（消費税別）。

年間 円

#### 第5条

自動販売機の稼働にかかる電気使用料は、乙が負担することとし、甲は毎月末日に子メーターにて検針し、1kWhあたり20円を乗じたものを、電気使用料金として乙に毎月請求する。ただし、契約期間内に電力会社の料金改定があった場合は、これに準じ単価を見直すこととする。

#### 第6条

甲および乙は、次のいずれかに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、ただちに自動販売機を撤去し、かつ本契約を解除することができる。

- ① 本契約に違反したとき。
- ② 破産、民事再生、会社更生の申立てがあったときまたは清算したとき。
- ③ 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあったとき。
- ④ 手形または小切手を不渡りとし、または支払停止、支払不能に陥ったとき。
- ⑤ 反社会的勢力または関係者もしくは関係団体であるとき。
- ⑥ 連続する欠品や利用者とのトラブル等、館に不適合と判断する場合。

#### 第7条

理由の如何を問わず、本契約が終了した場合、乙は甲の承諾を得ずしてただちに自動販売機を撤去することができる。

#### 第8条

甲および乙は、本契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保として提供してはならないものとする。

#### 第9条

乙は、契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入及び妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること

- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事
- ウ 甲に報告すること
- エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に支障が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行うこと

#### 第10条

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らかの催告を要せず、本契約を解除できる。

ア 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき

イ 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に該当するとき

ウ 甲と締結する契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき

2 甲は、同条前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らかの賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償するものとする。

#### 第11条

本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

(乙)